

○京都市森林法施行細則

平成12年3月31日

規則第144号

京都市森林法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、森林法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(伐採及び伐採後の造林の届出の添付書類)

第2条 省令第9条第3項第7号に規定する書類は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 伐採後に造林する区域 次に掲げる事項の位置を明示した図面

ア 伐採時に設置する集材路

イ 土場

ウ 周辺の路網

(2) 伐採後に小規模開発行為（法第10条の2に規定する土地の形質を変更する行為で、政令で定める規模を超えないものをいう。以下同じ。）を行う区域 次に掲げる事項を記載した小規模開発行為の計画書

ア 小規模開発行為の工期及び目的

イ 小規模開発行為をする区域に係る各筆の土地の所在地及び森林の面積

ウ 小規模開発行為をする森林の面積

2 省令第9条第3項第1号に規定する森林の位置図及び区域図に、前項第1号アからウまでに掲げる事項の位置を明示したときは、同号に規定する図面を添付することを要しない。

(施業実施協定の認可の申請)

第3条 法第10条の11第1項又は第2項の規定による施業実施協定の認可を受けようとする者は、施業実施協定認可申請書（第1号様式）に、省令第24条に規定する書面のほか、当該施業実施協定の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(火入れの許可の申請)

第4条 法第21条第1項の規定による火入れの許可を受けようとする者（以下「火入れ許可申請者」という。）は、火入れをしようとする日の14日前までに、火入れ許可申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れをしようとする土地（以下「火入れ地」という。）及びその周囲の状況並びに防火の設備の位置を示す見取図
  - (2) 火入れ地の所有者又は管理者の承諾書（火入れ地が、火入れ許可申請者以外の者が所有し、又は管理する土地である場合に限る。）
  - (3) 契約書の写し（火入れ許可申請者が契約に基づき火入れをしようとする者である場合に限る。）
- （火入れの届出）

第5条 前条の許可を受けた者又は法第21条第4項の規定により火入れをしようとする者は、火入れをしようとする日（2日以上に分けて火入れをしようとする場合にあつては、それぞれ火入れをしようとする日）の前日までに、火入れをしようとする場所及び日時を市長に届け出なければならない。

（立入調査等許可申請書等）

第6条 省令第83条に規定する申請書は、立入調査等許可申請書（第3号様式）とする。

- 2 法第49条第4項に規定する許可を受けたことを証する書面は、立入調査等許可通知書（第4号様式）とする。

（身分証明書）

第7条 法第188条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、第5号様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- （関係規則の廃止）
- 2 京都市火入れの許可に関する規則は、廃止する。

附 則（平成23年10月11日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第83号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第92号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。